資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円、資本準備金の額を五十九万五千百九円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月八日

掲載頁　八十八頁（号外第二二二号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区五番町三番地一

瀬味証券印刷株式会社

代表取締役　元吉　一明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://openrec.co.jp/

令和八年十月二十七日

東京都渋谷区代々木一丁目二四―一〇TS

ビル三階　株式会社OPENREC

代表取締役　兵頭　陽

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億六百十四万千四百九十九円、資本準備金の額を十一億六百十四万千四百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月十九日

掲載頁　七頁

令和八年十月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一号

ヴェンキ・ジャパン株式会社

代表取締役　ジェダ・フレデリック・ジャン・イーヴ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株につき百株の割合をもって株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十七日

千葉県松戸市高塚新田六三七番地八七

ティーエスイー株式会社

代表取締役　勝俣　俊一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

東京都文京区春日二丁目一番六号春日ビューハイツ一F

三沢フォトライブラリー株式会社

代表取締役　岩波智代子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区西新宿六丁目二番三号

株式会社ａｍｉｃａ

代表取締役　フー・ジア・チー・ビリー

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

東京都大田区久が原三丁目三八番五号

株式会社大國

代表取締役　中嶋統一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

川崎市川崎区塩浜三丁目二四番六四号

極東運輸株式会社

代表取締役　小谷　哲雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

岐阜県瑞浪市土岐町三二八七番地の一

株式会社アイシー化工

代表取締役　馬渕　一人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

名古屋市天白区中坪町一一〇番地THES QUARE一階　株式会社ショーエイ

代表取締役　松本　秀子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

広島市中区東平塚町八番二一号

中島電業株式会社

代表取締役　中島　武志

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社エスピージーを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月四日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月二十七日

北海道旭川市一条通十三丁目右六号

岸井管財株式会社

代表取締役　岸井　康祐

株式売渡請求につき通知公告

当社は、令和八年十月二十六日開催の取締役会において、当社の特別支配株主である株式会社京浜恒清不動産からなされた会社法第百七十九条第一項に基づく株式売渡請求を承認いたしました。

株式会社京浜恒清不動産は、令和八年十一月十八日を取得日として、同社以外の株主が保有する当社普通株式の全部を、一株につき二七六円で取得いたしますので、会社法第百七十九条の四第一項及び第二項の規定に基づき、左記のとおり公告いたします。

記

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所　株式会社京浜恒清不動産（住所、東京都千代田区神田多町二丁目九番地）

一、株式売渡請求の対象となる株式　株式会社京浜恒清不動産以外の株主が保有する日本味噌株式会社の普通株式の全部

なお、株式売渡請求の対象から除外する特別支配株主完全子法人はありません。

一、株式売渡対価　普通株式一株につき二百七十六円　各株主に対する株式売渡代金は、その所有する当社普通株式数に、一株当たり二百七十六円を乗じて算定します。

一、株式売渡代金の割当方法　株式売渡代金は、各株主が保有する売渡株式の数に応じて割り当てます。

一、売渡株式の取得日　令和八年十一月十八日

同日をもって、株式売渡請求の対象となる当社普通株式の全部を、法令の定めにより株式会社京浜恒清不動産が取得します。

一、その他の取引条件　会社法施行規則第三十三条の五第一項第二号に定めるその他の取引条件はありません。

一、株式売渡対価について　一株当たり二百七十六円の株式売渡対価は、当社及び株式会社京浜恒清不動産から独立した税理士法人による株式評価に基づいて算定された価格です。

また、この価格は、本株式売渡請求に先立って実施した任意買取における買取価格と同額です。

当社取締役会は、当該株式評価の内容、当社の財産状況その他の事情を総合的に検討し、一株当たり二百七十六円を相当な価格であると判断しました。

令和八年十月二十七日

神奈川県横浜市神奈川区三枚町三六四番地

日本味噌株式会社

代表取締役　田中　清孝

限定承認公告

本籍茨城県龍ケ崎市川原代町四〇三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齋藤　朋夫

右被相続人は令和八年七月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月七日水戸家庭裁判所龍ケ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

茨城県龍ケ崎市川原代町四〇三七番地

相続財産清算人　齋藤菜奈子